

住民基本台帳法施行令の一部改正について

自治行政局市町村課

1 改正理由

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成19年法律第75号）による住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の改正に伴い、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）の一部を改正する。

2 改正の概要

- 法第12条の3第4項第5号において、特定事務受任者の受任事件又は事務が政令で定める業務であるときは、住民票の写し等の交付の申出に際しては、一定の限られた事項を明らかにすればよいとされている。このため、こうした簡易な取扱いを受ける業務を新たに規定するもの。
- また、指定都市に対する適用関係の規定振りが改められたことから、政令の規定を整備する。

3 施行日

平成20年5月1日（住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行の日）